

09.15.2011

# 公法協ウェブアンケート2011

第一部 新制度移行動向

第二部 東日本大震災支援活動

公益財団法人 公益法人協会

# はじめに

公益法人協会が本年6~7月にかけて、メールアドレスを把握している特例民法法人(移行済み法人を含む)13,968法人に発信したウェブアンケートの結果(計数集計のみ)がまとまりました。

有効回答4,416と、この種の回答率としてはかなり高い31.6%の有効回答をいただきました。母集団の数値も大きく今後を推測する信頼性の高い傾向が把握できたと考えています。

また、東日本大震災には特例民法法人、移行法人を問わずそれぞれのお立場で全力を挙げて支援活動に取り組んでおられる状況も浮き彫りになっています。

以下は主要な質問についてグラフ化し説明を加えたものですが、全問の集計結果は[http://www.kohokyo.or.jp/seido1106/seido1106\\_kekka.html](http://www.kohokyo.or.jp/seido1106/seido1106_kekka.html)に掲載しておりますのでご覧ください。

なお、クロス統計や自由記入欄(行政庁への要望その他の文字記入欄)の内容分析も含め、9月下旬には詳細な報告書をまとめウェブでも発表する予定です。

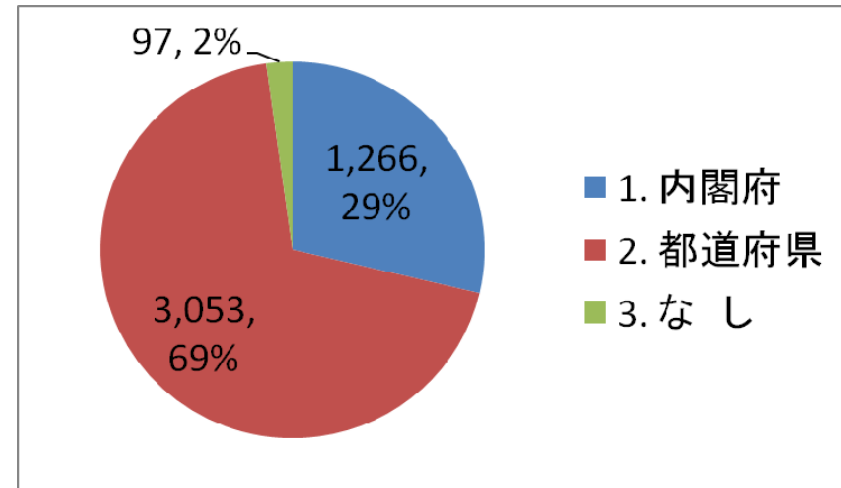
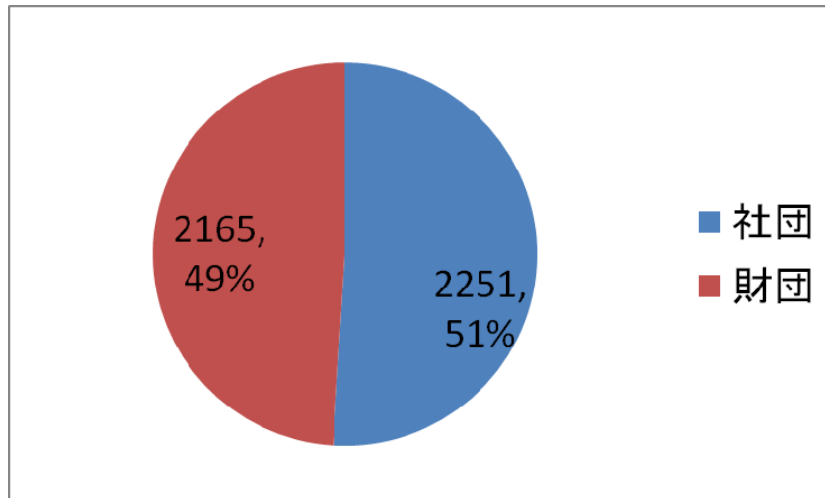
## 公法協ウェブアンケートについて

- ◇2005年より毎年6～7月頃にウェブにより実施
- ◇メールアドレスを把握する特例民法法人・移行済み法人を対象

年度	有効発信数	回答法人数	エラー回答数	回答率
2005	9,335	2,318	69	24.8%
2006	9,218	1,479	3	16.0%
2007	10,294	2,980	100	28.9%
2008	9,680	2,079	0	21.5%
2009	9,379	3,153	5	33.6%
2010	9,067	2,996	41	33.0%
2011	13,968	4,530	114	32.4%

# 第一部 新制度移行動向

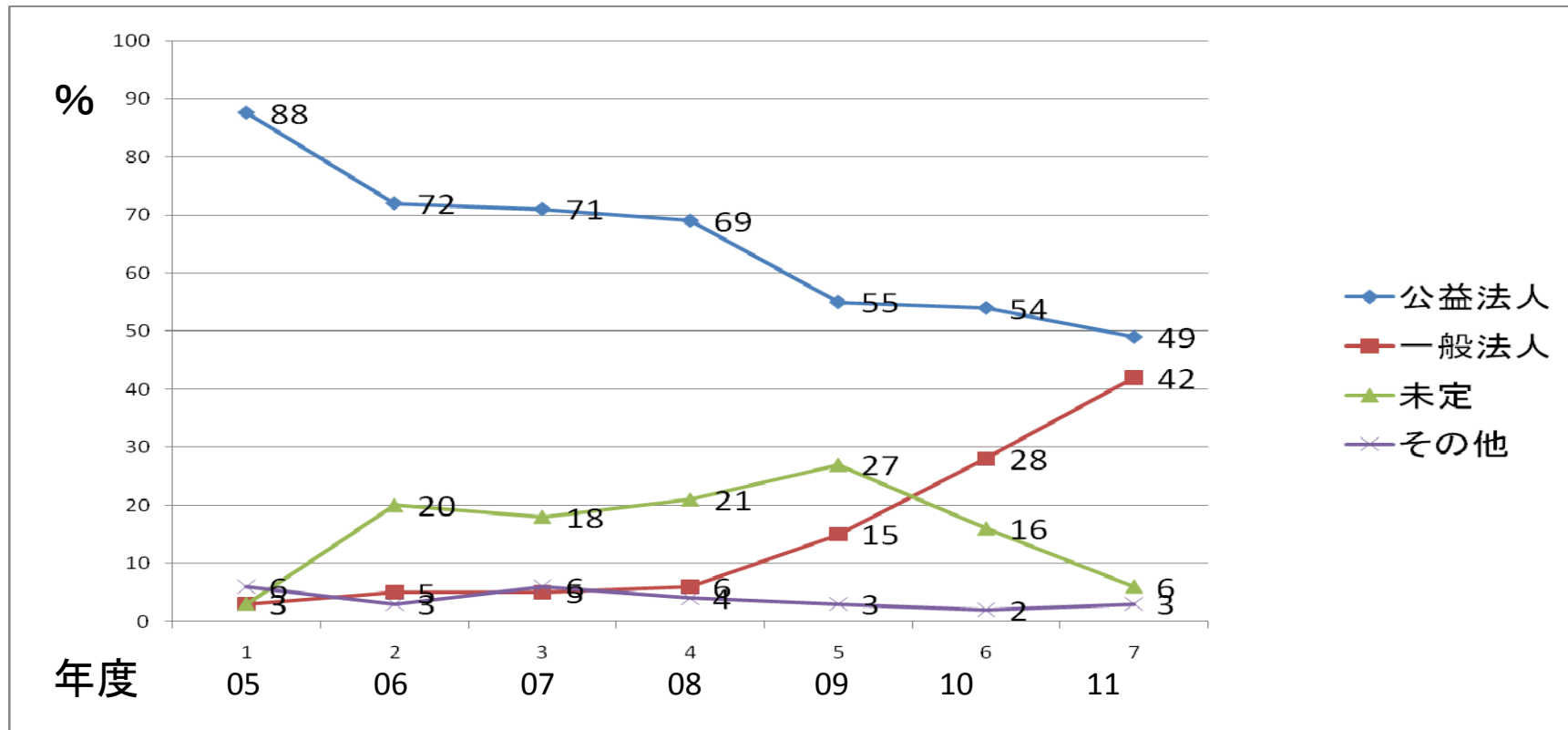
## 回答法人の属性



### 統計データの性向

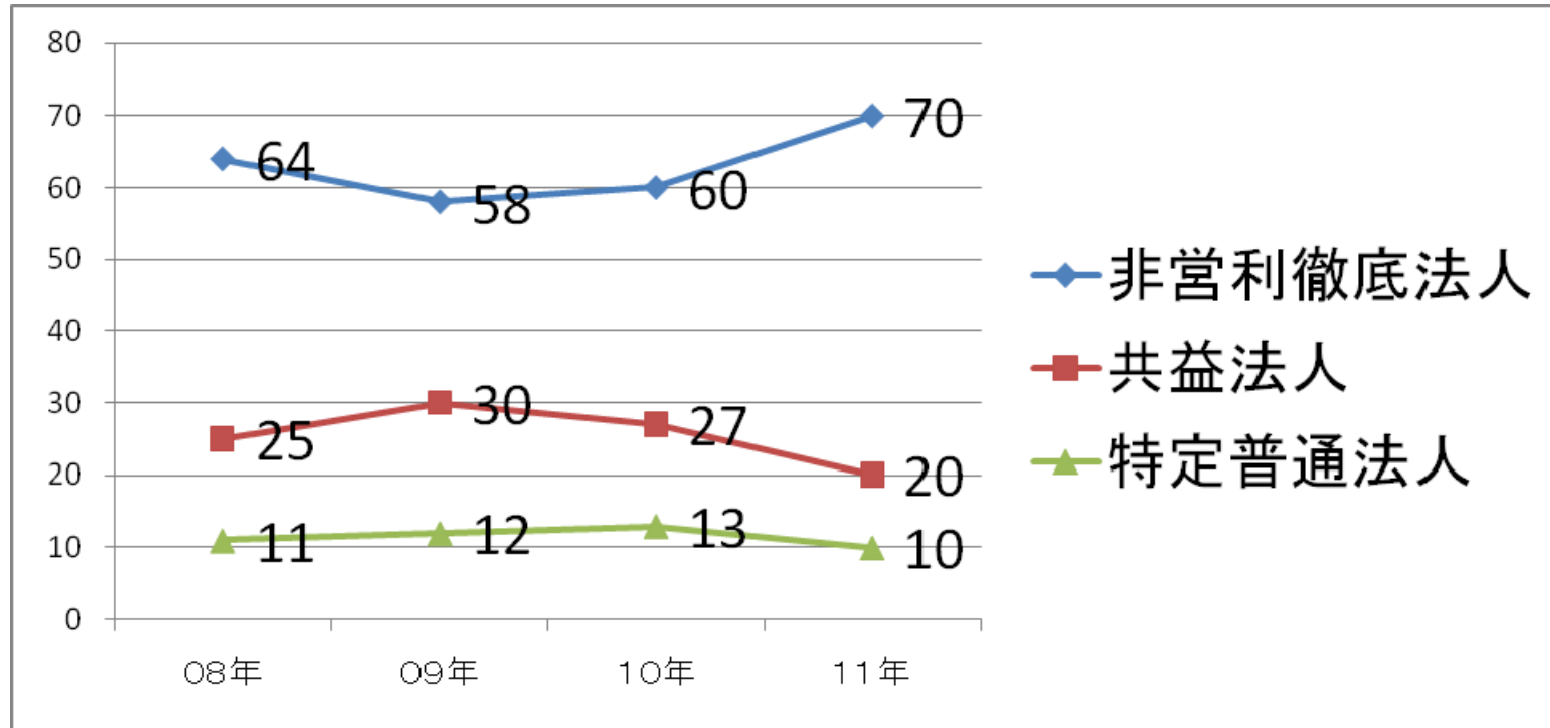
- 1 新制度施行日現在における特例民法法人の法人類型割合は社団51.07%財団48.93%であるからアンケート結果はこの割合とまったく同一である
- 2 右図は所轄行政庁(未申請法人は申請先行政庁)を示すものである。施行日現在主務官庁は国所管(地方支分局1653法人を含む)27%、地方所管73%であり、地方支分局が大部分新制度では都道府県所管となると仮定すると、内閣府は計算上20%強となり、上図の29%を、「地方から内閣府への流れが起きている」と判断するのか、「回答法人の構成にバイアスがかかっている」のか判断が難しいところである。

## 目指す法人類型



- 1 公益法人指向は年々低下傾向、遂に50%を割った。一般法人指向は着実に増加本年度は42%に
- 2 未定は09年をピークに今後0に収斂する
- 3 その他のうち、解散が1.5%
- 4 折れ線傾向値が続くと最終的に公益法人、一般法人がほぼ同数となり、その他(解散、合併等単体での移行をしない法人)が3%程度となるが、今後の審査動向及びそれに関連して全国各地に支部的法人を持つ法人の動向によっては公益法人の上ブレ、一般法人の下ブレも十分あり得る。

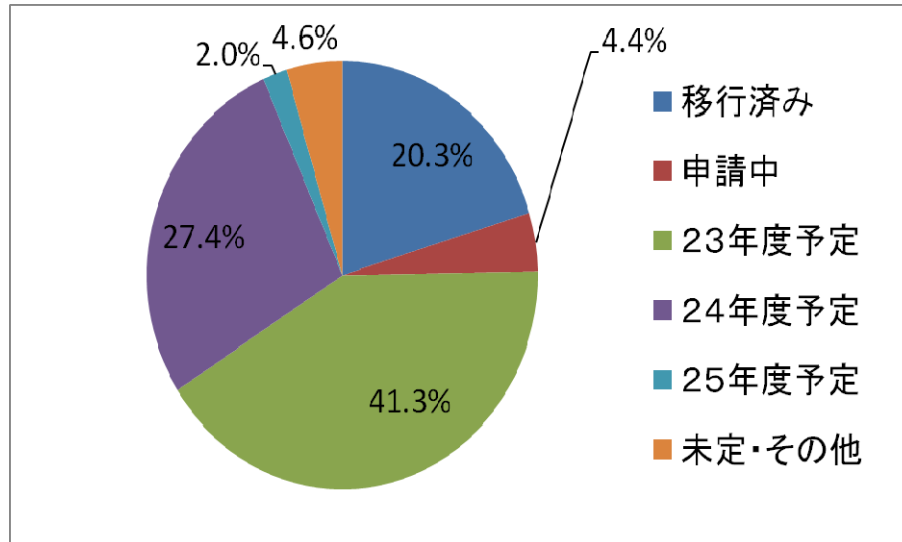
# 一般法人の内訳



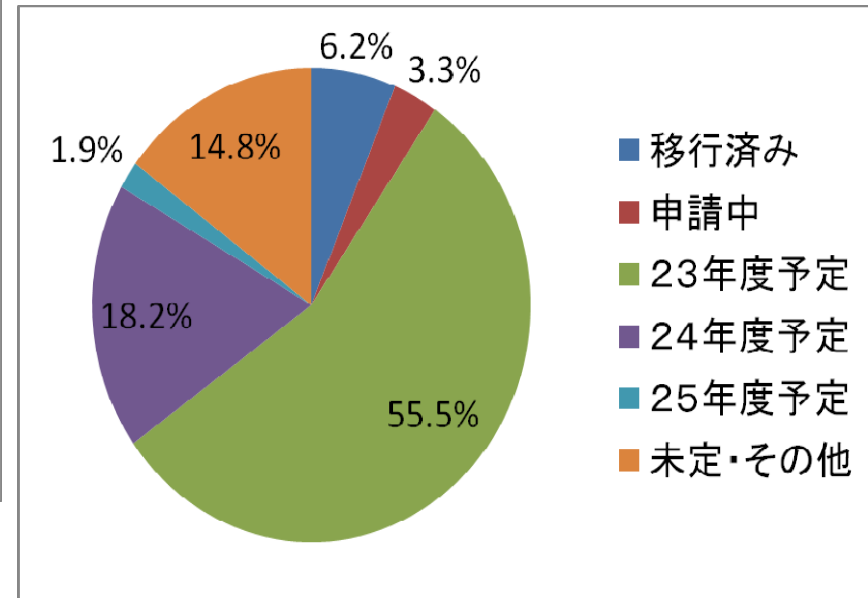
今年度は非営利徹底法人が 10%伸び70%に、その分共益法人と特定普通法人が減りそれぞれ20%、10%に

# 予定申請年度等

## 2011年アンケート



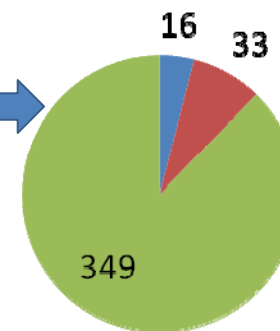
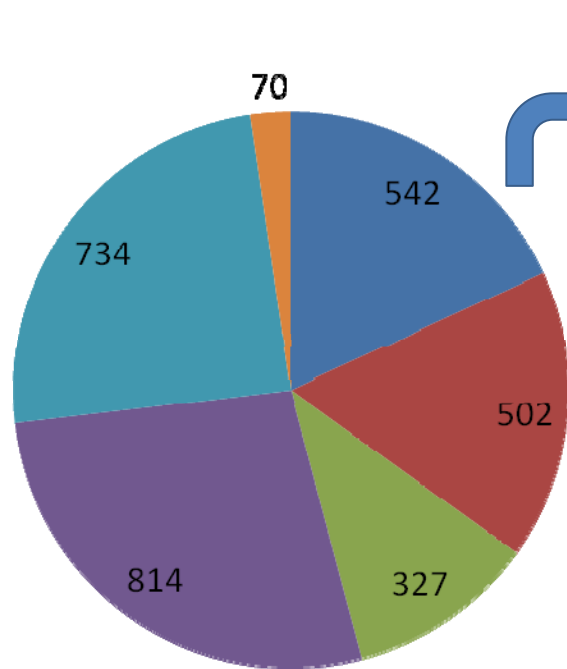
## 2010年アンケート



- 1 内閣府統計により計算した11年6月末現在申請率は13.3%、処分済み率は10.1%であり、11年アンケートによる移行済み20.3%、申請中を含めた申請済み率は24.7%はその倍近くの回答となっていることに留意
- 2 毎年見られる申請時期の後ろ倒し現象は今年も見られ平成24年度が18.2%から27.4%に増加している
- 3 移行・申請済みを除く件数(つまり未申請件数)に占める23年度申請予定は54.8%、24年度は36.3%、25年度は2.6%、未定等は6.1%となる。

# 一般法人選択理由(重複回答可)

- 1. 公益認定基準の一部を充足しない
- 2. 申請や移行後の事務負担が過大
- 3. 認定取消し時の財産没収リスクがある
- 4. 移行後は一般法人のほうが運営が比較的自由
- 5. 目的や事業から考えて一般法人が適している
- 6. その他



- 遊休財産
- 収支相償
- 公益目的事業比率

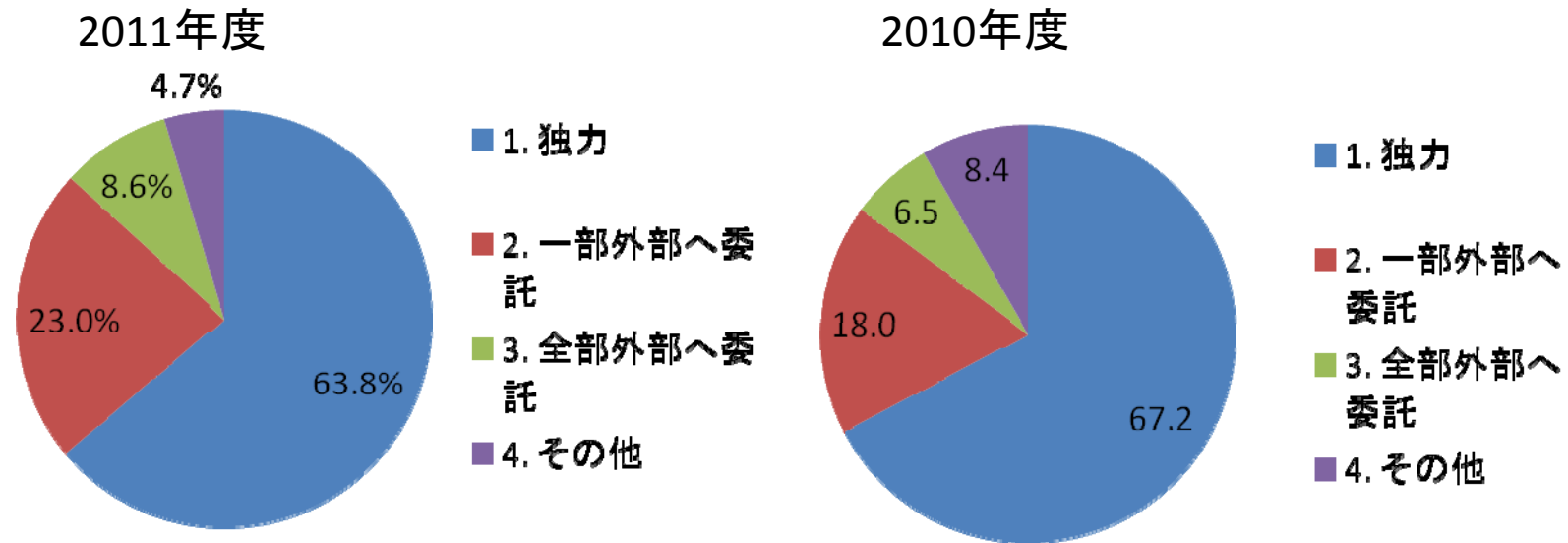
1 一般法人が法人の目的・事業に適當という積極的選択が734の外、経営が比較的の自由という814と合わせると最大52%が積極的選択といってよいかもしい

2 認定基準不適合、事務負担過大、財産没収リスクを理由に挙げる回答1371は本来なら公益法人を指向したいといういわば消極的選択と考えられる

3 認定基準不適合のうち財務基準を理由に挙げる者が73%、その中では公益目的事業比率不適合が圧倒的に多い。

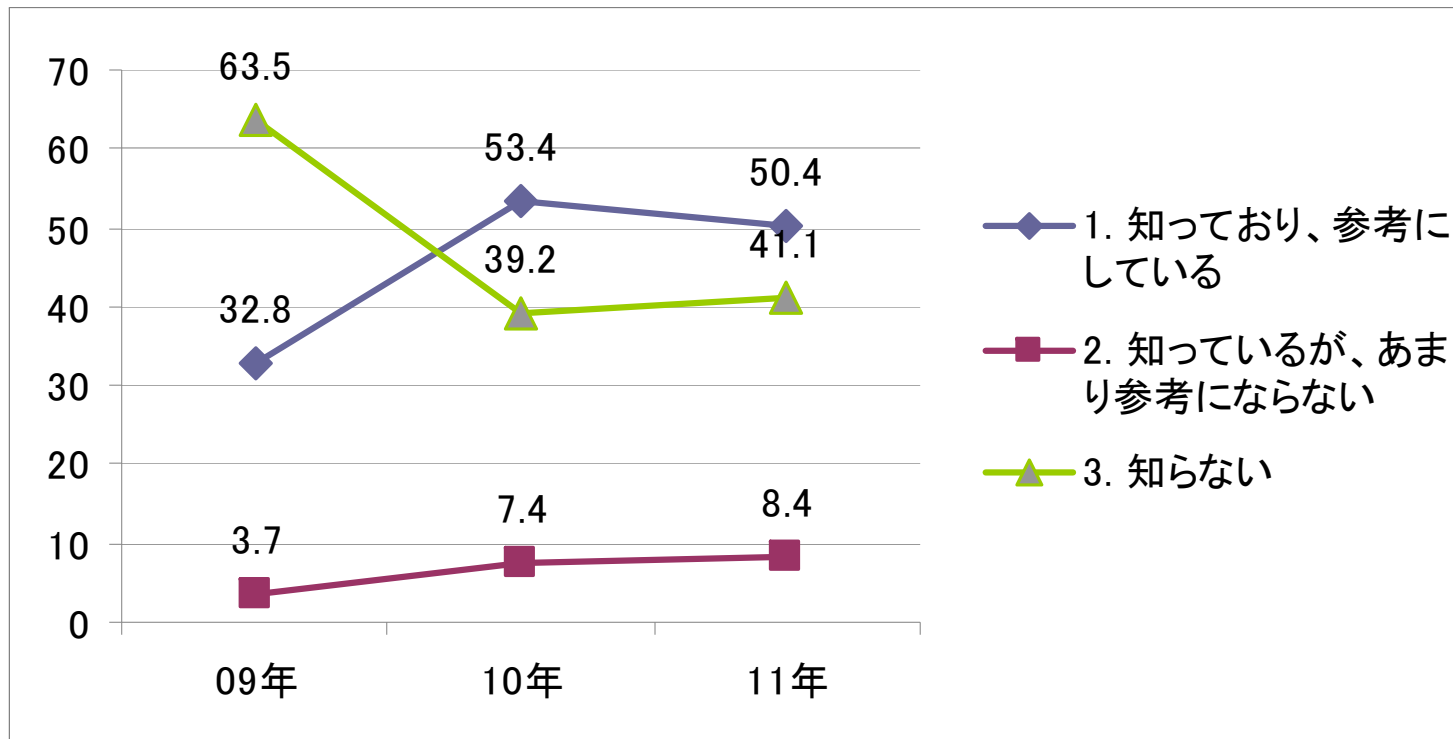
4 事務負担過大502、没収リスク327など、依然誤解も多いと思われる

## 申請書類の作成



昨年に比べ独力作成が3.4%減少、全部外部委託が2.1%、一部委託も5%上昇

## 公法協ブログ「認定申請日記」の認識度と評価



1 存在を知っており参考にしている比率は昨年の53.4%から50.4%に微減した。  
2 また、あまり参考にしないとする割合も7.4%から8.4%に微増した。

## 【記述回答】

### 1 行政庁からの指摘・指導（書込み件数：1,108件）

#### (1) 公益法人へ移行済み

	事項	件数
1	定款変更案等について（規定の内容・文言、内閣府モデルに倣うこと等）	57
2	公益目的事業等について（事業本数はなるべくまとめる、説明は詳細に等）	112
3	会計・財務について（収支相償の記入、費用の配賦、別表A～Gの整合性等）	76
4	機関について（社員の範囲、任意機関の扱い、理事・選考委員の兼務禁止等）	13
5	代議員制について（代議員制の作り方、代議員選挙規則の整備等）	5
6	役員報酬について（実費を超える交通費は報酬に、報酬支払の根拠等）	7
7	全般的指摘・指導（定款変更案・事業区分・個別事業の内容・費用の配賦等）	58
8	その他（予算書の書式違い、説明不足、根拠資料の提出、添付書類の不足等）	35
	計	363

#### (2) 一般法人へ移行済み

	事項	件数
1	定款変更案、機関等について（定款の内容・文言、役員選任の透明性等）	31
2	公益目的支出計画、会計・財務等について（費用の配賦、継続事業の内容等）	35
3	その他（申請書類の記載、事業の的確な実施、公益申請しなかった理由等）	14
	計	80

### (3) 移行未済法人

	事項	件数
1	公益法人か一般法人かの選択（活動内容から共益型が適、公益は難しい等）	36
2	定款変更案等について（内閣府モデル案と異なる点、規定の内容・文言等）	163
3	事業等について（公益事業はまとめて1本に、公益性の有無、説明の仕方等）	123
4	会計・財務について（20年会計基準採用を、財産の区分、収支相償遵守等）	57
5	組織・機関について（最初の評議員の選任、代議員制度、支部の位置づけ等）	39
6	役員報酬について（会議出席の際の日当・交通費は報酬とするように等）	6
7	公益目的支出計画等について（公益目的財産額の算出、継続事業の内容等）	59
8	申請書類の内容について（事業の説明は詳細に、財務書類の記載漏れ等）	61
9	申請先・申請時期等について（内閣府か都道府県か、早めに申請を等）	33
10	全般的指摘・指導（定款変更案・公益目的事業の説明・計算書類の内容等）	32
11	その他（同種法人は足並みを揃えて申請を、書類提出前に相談すること等）	56
	計	665

## 2 行政庁への要望（書込み件数：755件）

### (1) 公益法人又は一般法人へ移行済み

	事項	件数
1	対応・指導全般（法人自治尊重を、レスポンスを早く、明確な回答を等）	17
2	担当官について（会計知識なさすぎ、人により見解相違、引継ぎ不十分等）	19
3	相談・申請手続等について（相談予約が取れず苦勞、申請後の対応遅し等）	30
4	移行審査について（期間1年は長すぎ、答申までの状況が分からず焦慮等）	19
5	新公益法人制度について（法人の規模に応じた仕組に、法令が膨大難解等）	33
6	移行後の運営（提出書類の簡素化を、書類作成に関する相談窓口設置を等）	50
7	満足している、他（丁寧に指導・助言いただき感謝している等）	29
	計	197

## (2) 移行未済法人

	事項	件数
1	対応・指導全般（もっと親切に、明瞭に、迅速に、積極的に、具体的に等）	84
2	担当官について（もっと勉強してほしい、無責任では、首尾一貫しない、等）	26
3	相談について（予約が取れない、機会を増やしてほしい、体制の強化を等）	96
4	申請手続・申請書類（書類簡素化を、事例の公表を、小規模法人配慮を等）	100
5	移行審査（迅速な審査を、細部に拘り過ぎ、県により判断基準が相違等）	150
6	新公益法人制度について（複雑煩雑すぎ、分からない、収支相償見直しを等）	51
7	震災による影響（通常業務にも支障あり、移行期限の延長を等）	10
8	移行後の運営（手続を簡素化してほしい、説明資料・参考資料がほしい等）	8
9	満足している、他（懇切丁寧な指導に感謝、よく相談に乗って頂いている等）	33
	計	558

### 3 現在困っていること(書込み件数:853件)

#### (1) 公益法人又は一般法人へ移行済み

	事項	件数
1	新制度下の運営（進め方分からぬこと多し、理事会等の運営、収支相償等）	107
2	事務の煩雑さ・事務量の増大（煩雑すぎて業務に支障、会計処理が負担等）	56
3	その他（部内の意識統一がうまくいかない、役職員・会員の理解不足等）	23
	計	186

## (2) 移行未済法人

	事項	件数
1	移行作業について（手続難解、手順分からず、知識不足、人手・時間なし等）	205
2	組織上の問題点（関係者の理解不足、市の団体のため市との協議に時間等）	28
3	公益法人か一般法人かの選択（判断がつかない、方針が決まっていない等）	21
4	定款変更案、内部規程の作成（定款案修正すでに3回、規程が適正か否か等）	32
5	機関設計、組織の整備（会員制度、新理事・評議員の選任、支部の取扱い等）	37
6	公益認定基準について（公益性の判断、事業区分、公益目的事業比率等）	54
7	申請書類の作成について（書き方分からない、複雑、財務関係が難しい等）	146
8	会計処理、その他（20年会計基準への対応、移行登記日、解散手続等）	32
9	移行後の作業、運営等について（移行後の手続、本当にやっていけるのか等）	35
10	行政庁への不満、要望、意見等（対応遅すぎる、県により公益判断に差等）	34
11	組織固有の問題（会員減、厳しい経営状況、指定管理業務に全面的に依存等）	27
12	その他（法人規模で簡略化があってもよい、小規模法人には迷惑な制度等）	16
	計	667

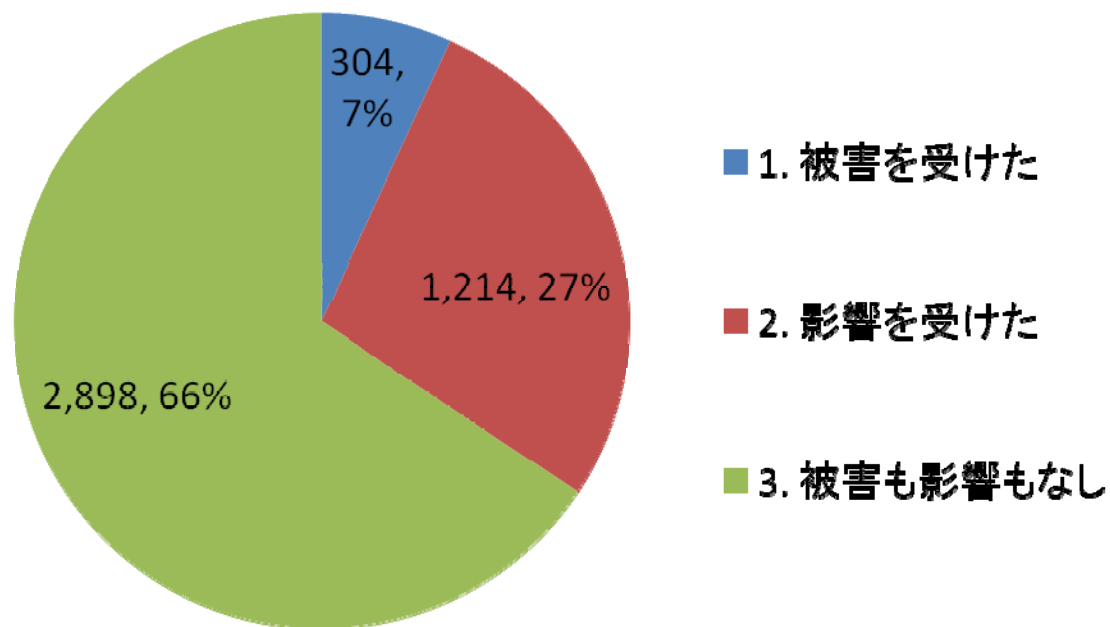
#### 4 公益法人協会への要望（書込み件数：501件）

	事項	件数
1	役立っている（助言に感謝、情報提供に感謝、Q&Aは大変参考になる等）	94
2	情報提供について（申請書事例、移行後の運営事例を、Q&Aぜひ継続を等）	149
3	相談事業について（担当者・時間を増やして貰えると、地方相談会開催を等）	75
4	セミナーについて（参加費が高い、移行後の運営に関するセミナーを等）	45
5	出版について（公益法人運営ハンドブック、理事会等運営に係る参考書を等）	21
6	支援・アドバイスについて（小規模法人への情報も、移行支援を願う等）	40
7	会員制度について（会員支援が充実している、会費がもう少し安いとよい等）	8
8	提言・要望活動（大所、高所からの提言を期待、制度改善働きかけを願う等）	52
9	その他（アンケートは歓迎、結果から周りがわかる等）	17
	計	501

# 第二部

## 東日本大震災支援活動

# I 公益法人に与えた被害その他の影響



・直接被害を受けた法人は6.9%、何らかの影響を受けた法人を加えると34.4%と多くの法人に影響が出ており、震災等の影響の広がり大きさを物語る

# I 公益法人に与えた被害その他の影響

受けた被害・影響を次の五つのパターンに分けて集計した

- 1 会員・役職員等関係者の人命、生活基盤に与えた被害
- 2 法人建物設備備品等に与えた被害
- 3 法人の事業に与えた被害
- 4 事務管理等法人運営に与えた被害
- 5 法人に与えた財務・資金などの影響

# 1 会員・役職員等関係者の人命、生活基盤に与えた被害

会員・役職員等法人関係者に与えた被害は244例が記載されている。  
生命、住居、家財、就労基盤などに大きな影響を与えている

## (報告事例)

- ・正会員の死亡16名
- ・会員死亡者88名、行方不明等確認のとれない者57人
- ・会員の死者4名、自宅全壊22件、自宅半壊30件等、約80名の会員が被災した。
- ・外国青年誘致事業で来日している外国語指導助手の米国人2名が死亡
- ・会員の死亡、家族の死亡、家屋の流失・倒壊・半壊。 原発事故も含め、避難所生活をするもの、当会を退会するものが続出。正確な会員被害の把握ができていない。
- ・当会は自動車関連企業の会員が大半を占めており、トヨタ・日産等の生産ストップで対前年比マイナス95%という企業もあり、各会員企業が休業状態に追い込まれた。
- ・社員5名が勤務先の倒壊、自宅の半壊などで生活基盤を失い、生活できない状態
- ・対象となる会員が約600名いる。被災状況はまちまちで一人一人状況を伺わないと実際の被災状況の事実確認ができない。震災発生後、安否確認を行ったが、時間が経過するごとに被災状況が変化してきている
- ・役員・助成金選考委員(外部)に被災者が出た。
- ・放射能汚染による影響あり。1名離職(県外)、1名7月末離職予定(県内の他市へ)
- ・職員の家が流失、一部が崩壊。職員の出勤困難
- ・社員4名が生命以外の全てを失った。自宅、家財、車の流失、放射能汚染地域内自宅からの避難

## 2 法人建物・設備・備品等に与えた被害

被災地沿岸部を中心として管理建物の損傷は激しい、事務所の流失損壊等による移転や、文化財の損傷も報告されている。比較的軽微な固定資産・什器備品の破損等を含め248事例が報告されている

### (報告事例)

- ・当財団は健康診断機関。震災当日健康診断実施中で、津波により検診車2台、乗用車1台流失
- ・地震・津波により保有機材の損失。原発事故により事業所への立入りが制限される。仕掛り工事停止状態により出荷機材の引取りが不可。放射能被曝機材の補償及び逸失利益保証可能性の可否。工事停止による代金回収の可否
- ・加盟団のボーイスカウト教育資材(テント等の備品類)が流された。加盟登録書類・集金した年会費等が流された。
- ・博物館:屋根・柱・天井・床の一部破損、内・外壁の亀裂、建具・ガラス・灯籠の破損。史跡:柱根・横材の移動、壁面散切れ・亀裂、墓所石垣崩落(複数)、墓石転倒、等。
- ・所有施設に甚大な被害。6港の16施設のうち8施設流失、取り壊し。6施設修繕、1施設再建、
- ・研究施設、試験筏、ボートが津波により大規模損壊・流失し、地盤沈下により施設傍まで冠水
- ・管理している処理場が被災し、下水汚泥の放射能汚染が発生。
- ・地震による建物被害あり。建物の大規模修繕、取り壊しを含め検討中。
- ・沿岸の2支部が流失。
- ・3月10日まで入居していた建物が破損し、入居ができなくなり移転を余儀なくされた
- ・管理施設の避難所、宿泊所指定による通常業務停止

### 3 法人の事業に与えた被害

大震災の被害は法人の事業遂行にも甚大な影響を与えている。会員の減少による事業縮小の外、原発の影響、電力供給の低下、外国人の来日・滞日回避、物資調達の困難など事業遂行に与えた影響が273事例報告されている。

#### (報告事例)

- ・60%の会員が被災、会の存立と公益目的事業割合50%確保が困難
- ・会員の7割超の工場。事業所が全壊、事業運営縮小せざるを得ない状況
- ・留学生の大量帰国並びに来日延期・中止
- ・原発事故により相双方部の活動がまったくできない状況にあり、19社の内、17社が県外での営業、避難を余儀なくされている。
- ・緑の募金活動事業が中止に追い込まれ、事業の執行に影響が出ている
- ・記念館への来館者が減少した。当財団主催のツアーを延期した。
- ・3月11日以降及び平成23年度新学期、一部の市町村で給食施設の損壊等により学校給食が中止になり、準備していた食材の対応に苦慮。原発事故による風評被害にも悩まされている。
- ・事業を中止した。既に執行済の費用が大幅な赤字。期待されていた参加者等に多大な迷惑をかけた。
- ・公演の延期、施設利用の中止及び節電のため施設の利用制限が発生した。利用料収入の減収が生じている
- ・誘致に成功したコンベンション等(MICE)が中止等(14件)になった(5月24日現在)

## 4 事務管理等法人運営に与えた被害

多くの法人が役員会等機関開催の延期、被災関連対応業務の発生等により通常業務の運営に支障をきたしている事例が180事例、新制度移行業務へも大きな影響を受けている事例もある

### (報告事例)

- ・被災者への支援事業、会員の被災状況把握、見舞い・支援業務等で通常業務が3ヶ月分滞る
- ・震災の被害者に対する特別相談事業や震災復興支援事業を実施することになり、繁忙を極めており認定申請の事務処理がはかどらない
- ・道路、電気、通信等ライフラインの一時的断裂とその影響により1カ月間ほど物資(ガソリン等)不足、心理的影響により事業に影響が出た
- ・大津波により漁港、漁村が壊滅的な被害を受け、その復旧、復興に関する業務が増加した。通常業務の予定が立てにくく、公益法人制度改革の業務が滞っている。
- ・公益法人への移行するための準備段階で、委託予定業者が被害を受けたため移行作業の遅れ
- ・余震の影響で理事会や通常総会の延期、公益法人移行の準備作業の遅延も発生している。
- ・管理する施設の一部は、避難民の受け入れ施設となったため、通常の営業ができず
- ・震災の影響で理事会は延期となり、また事業内容及び予算の変更も余儀なくされた。現在も公益認定申請の準備は遅れている。
- ・現在県民の被災住宅の相談が多く、通常業務に支障をきたしている。しかし、相談は公益法人として、また専門家集団としては当然の業務。
- ・薬品保管の冷凍庫、冷蔵庫が一時停電のため使用できなくなった。感染症検査が行えない、薬品等の納品に時間がかかる、角膜の広域斡旋(角膜の発着)が宅配業者全般の機能不全のためできなかったなどの影響を受けた(現状は通常通り)。

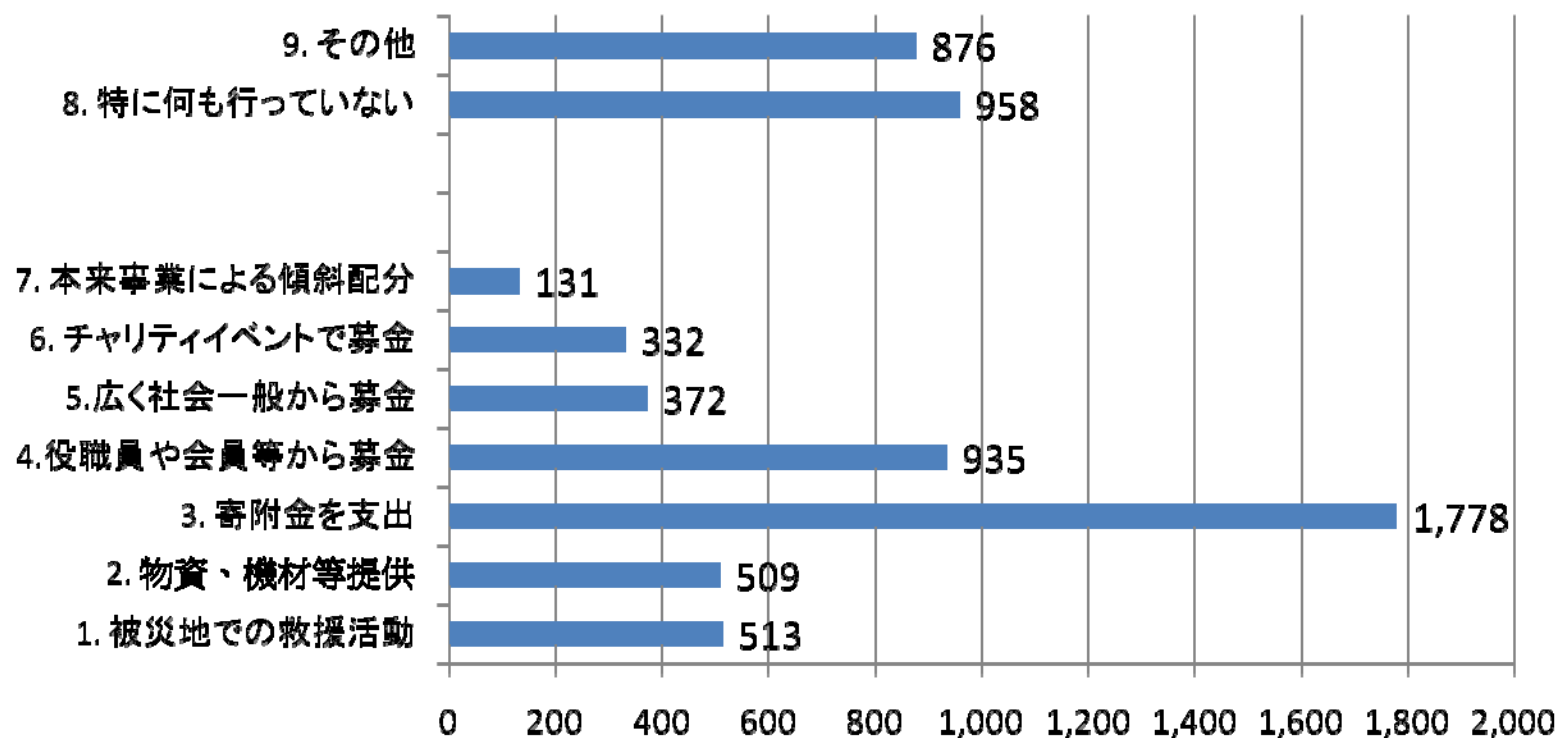
## 5 法人に与えた財務・資金などの影響

①事業収入の低下②会員の減少③災害寄附金による通常寄附金のクラウディングアウト(閉め出し)現象などが主たる原因であるが、中には電力株式・債券の暴落による資金取崩しなどの事例も報告されている。直接的に財務上の窮状を訴えたものは125事例であるが、全国的に大震災の与えた公益法人への財務的影響は極めて大きいと推測できる。

### (報告事例)

- ・自粛ムードと震災被害により仕事が減少、減収減益
- ・当該地域の会員の死亡、行方不明等により会費等収入が減少、円滑な事業活動が困難
- ・多数の会員が被害を受けたので会費支払いが困難。経理が成り行かなくなっている
- ・災害見舞金等の給付金の所要額が膨大になるものと思われ、莫大な資産の取崩し予定
- ・募金活動の時期が3月～5月のため、積極的な活動ができなかった、収入減
- ・被災地の方へ義援金が流れたため、当法人への寄附金が減少している。寄附金の額が著しく少ないと、来年度の新規奨学生の採用人員枠を減らさざるを得ない。
- ・震災義捐金の影響で募金活動を自粛した。その結果、募金額は大幅に落ち込み経営が苦しくなっている
- ・寄附金収入のみで助成事業を行っている。寄附先が被災地へと向かっているため寄附金収入が減少している
- ・学園の教育事業を支援して頂いている東北地方の会員の経済的困窮が当会の会費・寄附金の減少につながる懸念されている
- ・保有株式の配当が減収し、株価の値下がり売却を余儀なくされたことにより、予算を縮小する必要性が生じた
- ・東京電力の株が暴落、資産の取崩を行う

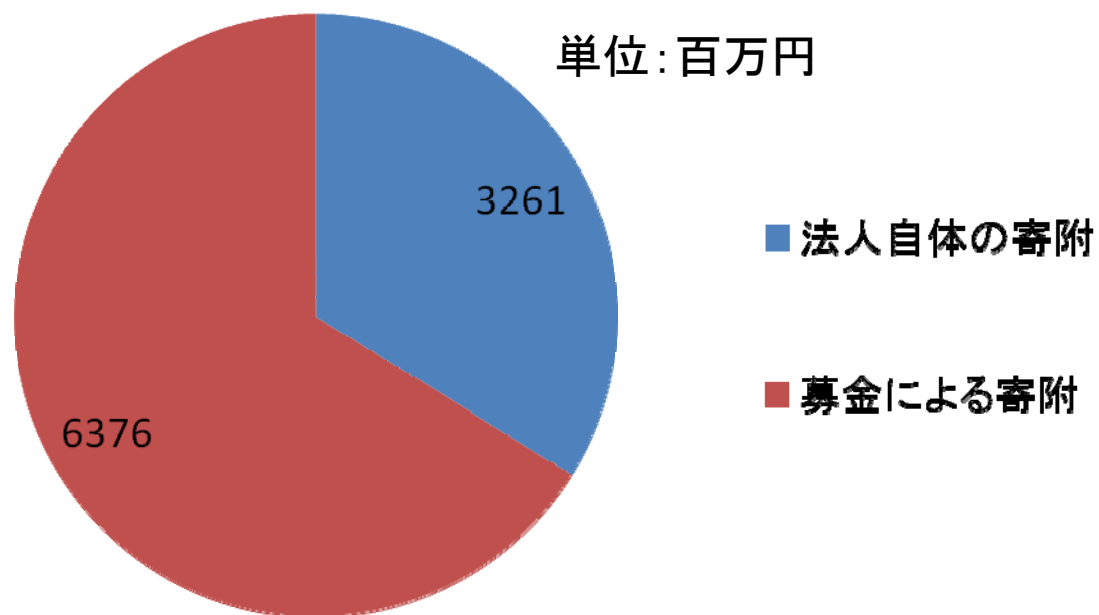
## Ⅱ 公益法人の支援活動(重複回答可)



1 寄附金を支出した法人が1778、何らかの募金活動をしたのが1639、自ら被災地での救援活動や物資・機材等の提供を行った法人も1022法人。助成金・奨学金等本来事業の傾斜配分により支援するというのも131法人と多数の法人が支援活動等に立ち上ったといえよう

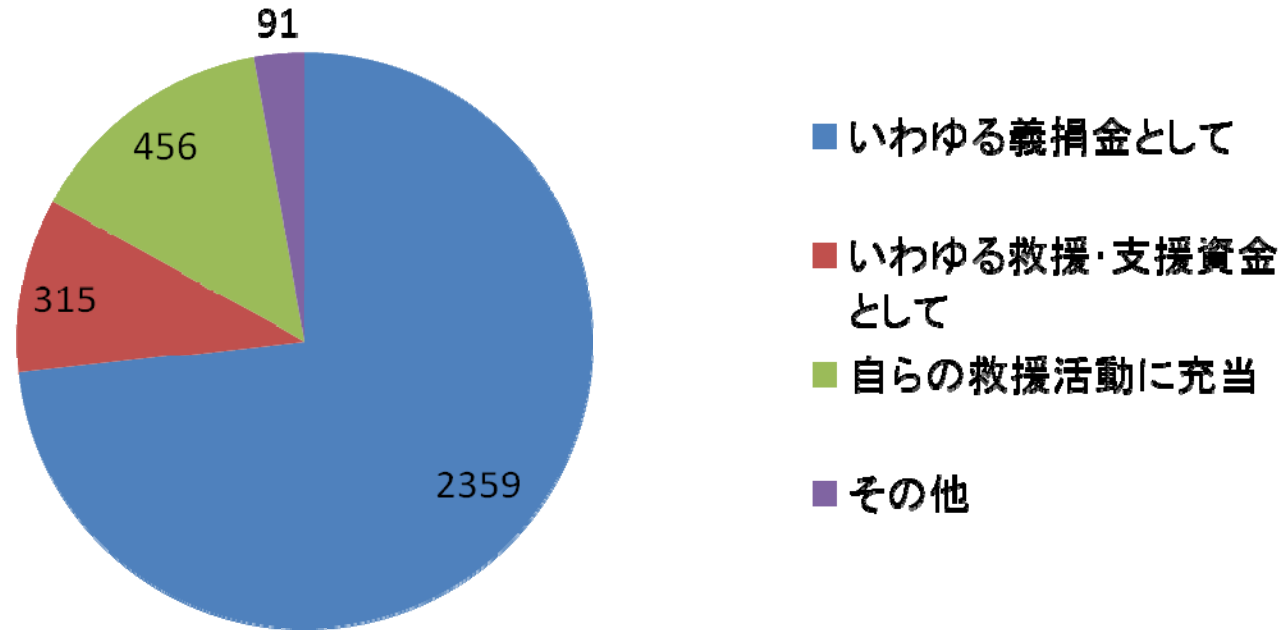
2 特に何もしていない法人は958法人。その他876法人の内容については別途分析する

# 寄附金の額



法人自体が自己資金により寄附した金額は32億円、募金活動を行って集めた寄附金が63億円と、合計で実に100億円近くの資金が支援活動等に提供された

# 寄附金の使途



- 1 日本赤十字、共同募金、地方自治体、報道機関等へ義捐金として寄附した法人が2359法人、73%と過半を占める
- 2 救援活動を助成する目的の民間募金団体や支援活動団体に直接寄附した法人は315法人と比較的少数派、又自らの救援活動の費用に充当した法人も456法人。

## Ⅱ 公益法人の支援活動

公益法人による支援活動を次の類型に分けて記入された事例を紹介する

支援活動の類型	内容
ボランティア活動	一般的救援活動
	物資・機材提供
	専門的救援活動
非資金的支援活動	雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
	チャリティイベント、講演会 シンポジウム等の開催
資金的支援活動	被災した法人関係者等への制度的支援及び法人としての寄附
	役職員の募金、募金箱設置、イベント等による寄付
	基金設定による一般募金及び街頭募金
	法人の事業を通して資金的支援を行うもの

# 公益法人による支援活動の総括

## 1 専門的知識・経験を発揮しての活動

事業目的が公益法人ごとに多岐にわたり、その事業については高い専門性を有している。学術研究団体、各種専門職集団、文化芸術、環境、福祉など大震災復旧に向けて各分野で活動している

## 2 他の非営利法人に比し、比較的資金力が豊富

公益法人も決して豊富な資金力を持つものではないが、積立金の取崩しや会員など多数の関係者対象の募金力が比較的高い

## 3 本来事業の延長線上での長期的支援が可能

奨学金・助成金など本来事業の延長線上で震災対応に傾斜配分することが可能で持続的な支援活動が可能

## 4 定款や行政庁の規制が比較的柔軟で敏速かつ弾力的に行動が可能

一部の行政庁に例外は見られるものの、定款など事業目的との整合性については比較的弾力的な対応をむしろ奨励する見解も発表され、公益法人は迅速かつ柔軟な支援活動が可能であった。

# 1 ボランティア活動

## 1) 一般的救援活動

43の公益法人が役職員による一般的なボランティア活動を実施、また、会員によるボランティア活動を奨励している。また、すでに実施した法人では今後も継続実施を計画している。

### (報告事例)

- ・震災地へ出向き、避難者の方々に藤岡名物「とつちやなげ汁」を提供し、地元の方々とのふれあいと人間関係の絆を深めた。
- ・被災地への炊き出しに際し、地元自治体より現地入りの制限があったため、管内に滞在して、がれき撤去等に取り組んでいる、NPOのボランティアスタッフ約120名に対し、労を労うため炊き出し活動を行った。
- ・泥かきや炊き出しなどの現地での支援活動。
- ・現在まで地域の社会福祉協議会と連絡を取り、ボランティア派遣を行っていましたが、今後も情報をいただき専門的知識を必要とするのであれば当会より派遣を考えます
- ・がれきの撤去や掃除活動を行うために現地へ行く予定。5月後半に一度、炊き出しやがれきの撤去に行きましたが、復旧作業がぜんぜん進んでおらず、先が見通せない状況でした。これから先、何年もかけて、ボランティアや各種団体等による作業の必要性を感じました。
- ・「生活再建支援(かたづけ・清掃・物資提供・御用聞きetc)ボランティア」を呼びかけ、系統的に派遣していく。
- ・海外在住の日系人からの募金を原資とした在日日系人による被災地でのボランティア活動の実施を考えている。
- ・今後も当会青年部会員が現地ボランティア活動に参加する計画を持っており、積極的に支援する予定である
- ・被災地に職員をボランティアとして派遣(7月16～18日)する
- ・引き続き、現地へのメンバー有志による人的支援ボランティア、物資支援活動を計画中
- ・支援物資の仕分け作業の支援。
- ・NPO法人との協働による図書贈呈、読み聞かせボランティア活動。

# 1 ボランティア活動

## 2) 物資・機材提供

物資・機材提供も計画中を含め55事例が報告されている。  
生活必需品から、専門的機材、障害者・高齢者等を配慮した物資など、幅広い救援物資が届けられている

### (報告事例)

- ・車いす・杖・スロープ等福祉用具を提供した。
- ・震災直後における、緊急救援隊(消防)輸送のためのバス車両の手配
- ・避難所へのAED(自動体外式除細動器)無料貸し出し、被災仮設診療所へのAED寄贈
- ・被災地にリサイクル自転車を160台(4市町)送った。
- ・被災された会員やその生徒に対して、楽譜及びピアノの支援を行っている
- ・支援物資の保管、被災地への輸送に係る積替・配分等の拠点として必要な対応を行った。
- ・仮設住宅への慰問と、農産物、食料品等の支援物資搬入を行う予定である。
- ・東北3県の公共図書館へ所蔵している図書を寄贈する
- ・支援物資としてスポーツバッグを準備済み、東北のサッカー協会と打合せているので決まり次第発送する計画です
- ・殺虫剤・クールスカーフ(冷温タオル)などの物資支援を継続する
- ・高齢者のまごころとして、「元気袋」作り、現在までに約10,000袋届けました。今現在も作成中  
当初、交通機関の混乱等により各社での保冷車による配送が出来なかったため、協会では保冷車を仕立てて混載便で東北6県向けに配送した。
- ・現地で緊急用に必要とされるパソコンやその周辺機器等(ソフトウェアも含む)の支援を行ってまいりました
- ・ウェットティッシュ400個入りダンボール10箱、京都府へ提供方申し入れ。

# 1 ボランティア活動

## 3) 専門的救援活動

震災直後は医師、看護師、薬剤師の救命・治療活動、その後は各種専門分野(社会福祉士、不動産専門家、精神保健福祉士、調停員、臨床心理士、法律専門職、機械オペレーターなど)の専門家によるケア、相談などの支援が目立つ、また外国人支援活動も盛ん。114事例が報告

### (報告事例)

- ・身元確認作業協力者・歯科医療従事者に派遣登録
- ・3/17～6/2まで、医師・看護師等の医療支援チームを派遣した、産婦人科(1チーム2名)の派遣
- ・薬剤師班を派遣し、救護所での調剤業務、避難所での公衆衛生支援、義援医薬品の募集・集積・配付実施
- ・4学会(角膜、コンタクトレンズ、網膜硝子体、緑内障)で被災地対応マニュアルを作成し、被災地3大学病院へ送付
- ・3/11～3/31まで、休日なしで、5言語で外国人からの電話、来所相談に応じた
- ・翻訳の人材バンクを作り、在住外国人への情報提供に協力をした。
- ・被災地の災害情報の多言語翻訳や、電話での多言語相談に関し、ボランティアを派遣
- ・被災した中小企業の製造ライン復興支援を行う専門技術者を会員企業から募って登録
- ・避難施設・公共施設・病院等への発電機・投光器等の提供、重機・オペレーターなどの派遣、
- ・住宅相談コーナーを設置し、担当者3名が不動産相談・貸家、賃貸マンション等の物件提供と媒介を無償で
- ・2次被害に遭っている在宅の高齢者や障害者への支援に9月までをめぐり、専門職で現地活動を行う
- ・公益法人4団体で「緊急災害時動物救援本部」を設置、関係方面と連携、被災したペットの救援活動実施
- ・宮城県東松島市及び福島県南相馬市を拠点として、本協会構成員である精神保健福祉士をボランティアにて派遣し、保健師等と連携しながら、避難所や在宅被災者を巡回し支援等を行っています
- ・原発20km警戒地域の動物、家畜救護支援のための人材派遣を予定
- ・被災地において無料調停相談会を実施する
- ・被災聴覚障害者の生活復興のための支援コーディネーターの派遣、被災聴覚障害者及び支援従事者のメンタルケアのためのチームの派遣、被災聴覚障害者等を励ますイベント開催。
- ・専門職(臨床心理士)による被災者の心のケア、及び研修講座をそれなりのテーマで開催する

## 2 その他の非資金的支援活動

### 1) 雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供

被災地各種産業・文化財の復旧、雇用創造や各種の調査研究を通じての行政への提言事業や一般への情報提供に取り組む156事例が報告されている

#### (報告事例)

- ・被災地域に事業所を設置している企業で、被害を受けたところに、事務室または研究室を無料で提供している。
- ・被災農業者の就農相談、受入先紹介
- ・被災地の業者等に無料で会場を提供し、「復興支援市」を複数開催した。被災地発着のバスも配車
- ・文化財修復助成事業の立ち上げ。
- ・被災地の博物館における資料類の修復、整理作業。
- ・東北地方太平洋沖地震災害調査委員会を設置。「復旧と復興に向けた課題と提言」等を目的に活動中
- ・一般市民に対する放射線に関する知識を普及啓発するため、「放射線とがん」と題した小冊子を刊行し、都道府県の広報担当課及び中央図書館に無償配布した
- ・廃棄物処理施設の被害状況の収集、把握を行い、廃棄物処理施設の復旧、稼働開始の見込みなどを国に提供
- ・放射線測定業務を全国的に実施している。
- ・若手研究者を中心としたワークショップで、震災後の復興に向けたランドデザインや提言を検討
- ・会員社での支援内容 住宅地図の無償配布、復興支援地図の無償配布、被災関係の図書(地図・写真図などのアーカイブ)の無償出力サービス、ネットから背景図の無償ダウンロードサービス等。
- ・原発事故・津波関連情報を学会ホームページに掲載。
- ・国家緊急災害対策本部へ被災地の医療機関に対する支援体制の構築について緊急要請

## 2 その他の非資金的支援活動

### 2) チャリティイベント、講演会 シンポジウム等の開催

被災現地や避難被災者へのチャリティイベント、防災、放射線知識、二重ローンなどのホットな問題について知識の啓蒙を図る講演会等が数多く企画されている。計画中の団体も含め191事例が寄せられている。

#### (報告事例)

- ・被災地(岩手県・宮城県)において無料公演(人形劇3回、コンサート3回)を実施し、約1,200名の被災された方々(特に子どもたち)に楽しんで頂いた。また、コンサートについては、自らが被災者である仙台フィルハーモニー管弦楽団に出演して貰うとともに、照明・音響も地元の業者をお願いして、アーティスト支援も兼ねた活動とした。
- ・県内に避難している被災者に対して、慰問公演の実施及び演奏会への招待実施。
- ・岐阜県へ避難した被災者の方々へ、「ぎふ長良川の鶉飼」へ招待する事業を実施した
- ・「地震」をテーマにした特別展を実施、防災講演会「大津波災害の脅威ー被災地を訪れてー」を開催
- ・東日本大震災に際し、当学会の関係団体・技術者の活動及び成果についてのシンポジウムを開催した。
- ・原発事故及びその影響について、講演会を4講演開催予定。
- ・二重ローン問題等の解決を図ることを目的とした復興支援シンポジウム等を開催した
- ・地元との協力関係のもと、被災3県への芸能活動を通じての支援活動を計画し、仙台七夕を活動のスタートとし実施予定。復興に果たす実演芸術の役割などについての行政、立法への提言活動など、実演家組織、公立文化施設等との連携をはかり中長期に亘る活動を行う予定。
- ・福島地域にて、科学実験・工作教室を実施
- ・東北支援の一環として東北CVBサイトとリンク・被災地の観光振興を目的とした支援事業。
- ・孔子の里獅子舞を舞う子ども達が、自分たちにも何かできないだろうかと話合って、8月15日以降に気仙沼や周辺の子も達と交流をすることになりました。子ども達が舞う、孔子の里獅子舞を見て元気になってほしいと願います
- ・8月9日に仙台において農地の煙害についてシンポジウムを企画している。

### 3 資金的支援活動

#### 1) 被災した法人関係者等への制度的支援及び法人としての寄附

法人の会計より支出された弔慰金・見舞金等の法人規則に基づくもの及び法人の決定により、義捐金、支援金等として関係方面に寄附されたもので、計画中のものを含め会費等免除が57件、法人自体からの寄附が81団体、別に上部団体でまとめるなど関連団体共同してのものも71団体に上る

#### (報告事例)

- ・被害を受けた方々には、平成23年度の会費免除とした。
  - ・被災された方に、罹災証明を提出してもらうことで会費を免除することも行っている。
  - ・会員被災者の年会費免除や研究会参加費の免除、旅費援助などを行うことで準備中。
  - ・地域限定で、販売代金の免除を実施した。
  - ・被災会員への見舞金贈呈、年会費免除
  - ・所属の会員へお見舞い金を出した
  - ・展覧会出品者で被災された方に個別に見舞金を出した
  - ・当法人が加入している中央団体の呼びかけに応じて、支援金として、法人会計から拠出した
  - ・災害対策準備金500万円予算取りをした。上記と別に被災地支援のため200万円の予算を23年度に折込み
  - ・今後の受託収入の1パーセントを寄付することにした
  - ・東北地方の被災大学に1,000万円を寄付した
  - ・50百万円の寄附金の予算化をしたが、寄贈先が決まっていない
  - ・義援金支援について平成23年度定時会員総会にて承認。義援金額150万円
  - ・リストバンドを作成し、競技団体等に対する募金を募っている
- (・寄附金の支出を検討したが、定款に明確な定めがないうえ、県教委からも反対されたため、断念し、寄附は理事長が個人で行った。)

### 3 資金的支援活動

#### 2) 役職員の募金、募金箱設置、イベント等による寄付

事務所、施設、イベント会場での募金箱設置は137法人、役職員関係者に募金を呼びかけた法人は146法人が報告されている

##### (報告事例)

- ・事務所に募金箱を設置し、会員や発注者、役員等関係者から義援金を募り、また、当法人の予算から義援金を支出し、合わせて送金した
- ・施設内に義援金箱を設置し、施設利用者から集まった義援金を市役所を通じて日本赤十字社に送った。
- ・研修会、イベント等で募金箱を設置し義援金の募金を行った
- ・団体としてではなく、個人として職員全員で日本赤十字社へ寄附した
- ・職員に、各個人が自主的に支援物資の提供・寄付金の支出等協力するよう要請し、即実施された。
- ・会員会社で寄附金や支援物資の活動を行っており、当法人としてはそれらの取りまとめを行った。
- ・通常総会やその他行事で、義援金の募金活動を行っています。
- ・当財団設立者の理事長は現在株式会社相談役名誉会長、理事長個人、会社合計2億円超の義捐金出捐
- ・役員、職員から寄付を募り、県庁を通じて募金した
- ・当奨学財団のOBが組織する集まりで、義捐金を集め寄付計画が進んでいる
- ・海外在住を含む元奨学生たちから義捐金の申し出があり、寄付先の選択、手続きなどを行い拠出した
- ・法人の業務として読み難かったので、法人名でなく個人名で寄付金を出した
- ・社会福祉協議会などが実施する震災支援募金へ、職員の協力を呼びかけを行った

### 3 資金的支援活動

#### 3) 基金設定による一般募金及び街頭募金

一過性の義捐金ではなく、広くかつ長く被災地・被災者支援の基金を募集するパターンも多い。また街頭募金を実施、一般市民に協力を求める活動も見られる

#### (報告事例)

- ・広く一般社会を対象に募金活動を行った(口座設置せず)
- ・被災した小中学校および高等学校における地理教育復興支援のために、募金口座を設置した
- ・独自に救援金口座を設け配分する予定
- ・現在、募金活動を行っているが、年内は続けていくことと理事会で決定。長期的な支援が必要と思う
- ・教育関係の法人であることから、震災孤児への義援金を今後も集める予定
- ・こころのケアは息の長い活動が必要との認識で、被災地の精神保健福祉に特化したものとなるよう支援金の募集を始めた
- ・激甚災害のための基金を設立した
- ・当協会では被災地での「逸失文化財の復興、地域の文化の復元」に向け、協会活動を通して募金活動を始めております。長期にかかわる目的ですが、毎年度末までの募金を上記の目的に合う活動に対し寄付事業を行いたいと考えております。貴関係法人の内、救援を求めている法人がありましたら、ご紹介ください。
- ・毎月11日に街頭で募金活動を行っております
- ・JR山手線各駅頭にて3月16日より平日7:45~8:45まで募金活動を実施中
- ・長野県北部地震で被災した栄村向けの街頭募金活動を行い、60万程度の義援金を送らせていただいた。
- ・4月2日。札幌駅南口歩行者空間でジャンプ選手25人と連盟役員とで11時から15時まで募金活動を行った。  
(アンケートには含まれていないが、この他基金口座を開設、広く一般社会に支援金を募金、配分委員会により支援市民団体に助成する、一般向け募金活動を実施した公益財団法人公益法人協会、助成財団センター、日本フィランソロピー協会、国連大学協力会等の独自の事例がある)

### 3 資金的支援活動

#### 4) 法人の本来の事業を通して資金的支援を行うもの

法人本来の事業の拡大や傾斜配分を通して被災地・被災者支援を行うパターンである。奨学金関連、研究助成、施設助成、活動助成など公益法人ならではの幅広い支援事例が計画中也含め90事例が報告されている

##### (報告事例)

- ・被災地の当会指定大学に対して、通常の給与奨学金枠以外に特別枠を設定し支援した
- ・大震災により殉職等された方のお子様方に対する奨学金の給付を行う
- ・岩手大学・福島大学への奨学金支給開始
- ・従来大学生中心の奨学金でしたが、震災により扶養者をなくした高校生対象に月額3万円の奨学金支給
- ・震災遺児奨学金を創設し、今秋から給付する計画。
- ・平成23年度奨学生32名のうち、16名を被災地から採用した
- ・助成項目を改めた⇒ボランティアが現地へ出向くための助成支援について県内を県内外と改めた
- ・被災者支援活動に従事するNPO法人に対し、助成を実施した
- ・海外における風評被害を払拭する交流事業に助成を行った
- ・当財団では、研究助成において、東北地方の大学研究者に枠を設けるか、別枠にするか検討中
- ・仙台市の仮設住宅エリアの一角に建設される「みんなの家」の建設資金の支援を行う予定。
- ・公益目的支出計画の公益目的事業として、移行後5年間に亘って毎年1千万円を支出する計画である
- ・公益目的支出計画に「震災寄付」を加える予定。
- ・震災対策等、科学技術に関する調査研究等、助成の応募があれば対応したい
- ・平成23年度において、補正予算を組み、被災者支援として助成事業(学術研究助成・福祉助成)を追加に行うこととなりました。

# Ⅲ 今後も長期に続く公益法人の支援活動

## ー公益法人の支援活動はまだまだ続くー

- 1 今後の支援活動の計画を自由に記入する欄を設けたが、全回答の17%、783件から記入があった。
- 2 うち、最も多いのが資金的支援の285件であり、さらにその内訳は、募金活動の継続173件、法人の事業活動としての奨学金・助成金の拡大48件、法人からの寄附44件、会費等の免除による支援20件である。
- 3 ついでチャリティイベント56件、調査研究・提言活動51件、産業・雇用支援39件、スポーツ・文化・芸術支援の31件などを含む自らの専門性を生かした事業展開が合計215件報告されている
- 4 一般的なボランティア活動35件や専門職によるボランティア活動56件、物資支援33件、合計124件のボランティア活動についても計画されている
- 5 上記のいずれかの事業を複数実施予定のもの又はいずれにも当てはまらない各種支援活動も115件、支援事業計画中とするものが44件記載されている。
- 6 その他関連する意見や提言が42件寄せられている。

支援活動の区分	件数	支援活動の内容	件数
資金支援	285	会費等の免除	20
		募金活動	173
		法人からの寄附	44
		本来事業を通じて支援	48
ボランティア活動	124	一般ボランティア	35
		専門職ボランティア	56
		物資支援	33
事業活動による事業支援	215	雇用対策事業	13
		地域・産業復興支援	45
		チャリティーイベント	56
		セミナー・講演会・シンポジウム等	19
		スポーツ・文化・芸術活動等	31
		調査・提言・情報発信	51
その他の支援活動	115	その他	80
		上部組織を通じて支援	19
		今後の備え	4
		被災者の受け入れ	12
支援実施計画検討中	44		44
合計	783	合計	783